

特別会計等の決算状況

一般会計及び特別会計の決算状況は、次のとおりです。(表1)

公営企業会計  
水道事業会計

水道水の供給に伴う料金収入や必要な経費などを示した収益の収支の収入は23億5457万円、支出が19億4438万円、差引4億1019万円、損

●一般会計および特別会計(表1)

会計名	最終予算額	決算時の予算現額	決算額		予算現額に対する増減
			歳入	歳出	
一般会計	43,116	43,508	43,595	42,383	87 1,125
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	2	2	2	2	0 0
国民健康保険特別会計	11,082	11,082	11,120	10,715	38 367
後期高齢者医療特別会計	991	991	993	974	2 17
介護保険特別会計	8,322	8,322	8,326	8,271	4 51
下水道事業特別会計	4,292	4,292	4,300	4,261	8 31
農業集落排水事業特別会計	194	194	195	193	1 1
上川手山林財産区特別会計	3	3	4	1	1 2
北の沢山林財産区特別会計	1	1	1	0	0 1
有明山林財産区特別会計	1	1	1	0	0 1
富士尾山林財産区特別会計	1	1	1	0	0 1
穂高山林財産区特別会計	1	1	1	0	0 1
産業団地造成事業特別会計	1	1	1	0	0 1
観光宿泊施設特別会計	29	29	29	29	0 0
合計	68,037	68,428	68,569	66,829	141 1,599

●公営企業会計(表2)

事業会計	収入	支出	差引額
水道事業会計	2,355	1,944	411
収益的収入および支出	2,355	1,944	411
資本的収入および支出	494	2,161	-1,667

益(税抜)は当期純利益が3億1092万円となり、前年度純利益(1億4860万円)と比べ1億6232万円の増益になりました。(表2)(※)

水道施設を建設・更新するための支出とその財源となる収入などを示した資本的収支は、16億6710万円の不足となりましたが、これまで生じた利益を積み立てた建設改良積立金などで補てんし財源不足は生じていません。

旧合併特例事業債の活用状況と地方債の残高

平成26年度の地方債の借入は、80億2300万円で、この内57億7800万円が旧合併特例事業債です。

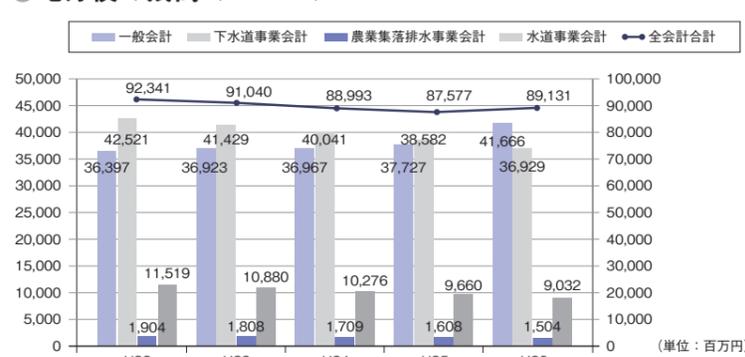
旧合併特例事業債は、新市の一体化と地域間格差是正のための事業であって、新市建設計画に掲載された事業に活用しています。

旧合併特例事業債は、元利償還金(返済金)の70%が交付税措置(普通交付税の算定における基準財政需要額に算入)され、市の負担を軽減する有利な地方債です。

主な建設改良事業は、三郷地域黒沢川の表流水から地下水への水源転換を行うための水道施設建設事業、水道施設の監視設備を統合するための中央監視制御設備総合事業、災害時の給水能力の向上を目的とした4ノ級架装式給水車の購入事業です。

※増益の原因は会計制度の変更により、費用(減価償却費)が前年度と比べて1億円程多く発生した一方で、収益(長期前受金戻入)が2億8千万円程増加したことなどによるものです。

●地方債の残高(グラフ1)



●旧合併特例事業債の活用状況(表3)

旧合併特例事業債計	(単位:百万円)
庁舎建設事業(本庁舎)	2,714.9
庁舎建設事業(穂高支所)	11.2
防災行政無線整備	385.7
防災広場整備	324.8
市道新設改良	265.1
穂高会館改修工事	865.3
豊科公民館改修工事	365
南部多目的広場	189.6
温浴施設整備(しゃくなげの湯)	17.4
保育園(アルプス、三郷南部)	253.7
水道事業出資金	387.5

平成26年度の活用事業は、右ページ表3のとおりです。

各会計の地方債の残高については、グラフ1のとおりです。

一般会計については、庁舎建設事業等の大型事業による借入があったため、前年度を上回る結果となりました。

下水道事業会計については、償還が進み、徐々に減ってきています。

質公債費比率25・0%、将来負担比率350・0%を大幅に下回る比率を維持しています(図1)。

また、いずれの数値も前年度と比較し数値が改善しています。(グラフ2)

各指標等から見ても、現時点で財政運営上の課題等は表れていません。

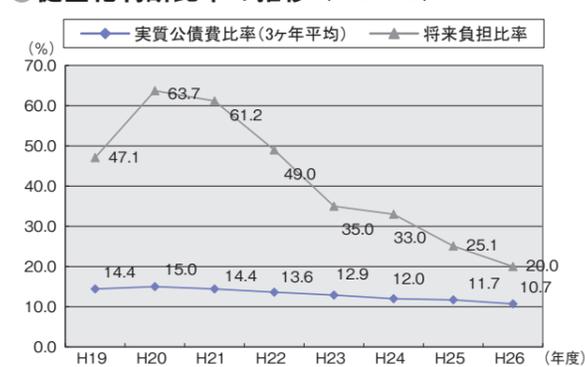
今後に必要な事業を実施しながら健全な財政運営を行っていきます。

市の財政状況を計る  
「健全化判断比率」

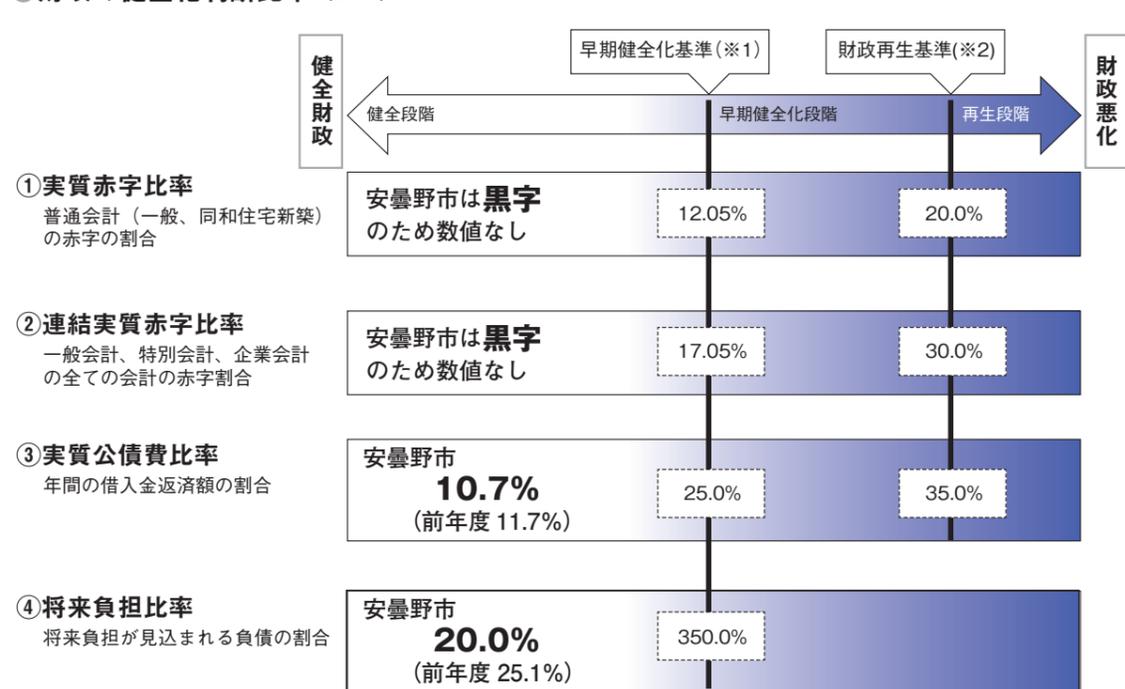
自治体の財政状況の健全性を計る指標として「健全化判断比率」があります。この比率には、図1に示した4つの指標があります。このうち収支が赤字となったときに算出される「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については、市は黒字決算となっており、この指標を算定し始めてから赤字となつたことはありません。

また、借入金の返済等の割合を示す「実質公債費比率」「将来負担比率」については、国が定める財政再建策に取り組みなければならぬ水準(早期健全化基準・実

●健全化判断比率の推移(グラフ2)



●財政の健全化判断比率(図1)



(※1) 早期健全化基準を1項目でも上回った場合は、改善に係る個別の事項について、外部監査を受けなければなりません。

(※2) 財政再生基準を1項目でも上回った場合は、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣の同意を得なければ、一部を除き地方債を借りることができなくなるなど、国の管理下のもと財政の健全化が厳しく求められることになります。